

## 6 利用の手続きと障がい児相談支援事業所の役割について

### (1) 手続きの流れ

#### 1 こども家庭課での申請手続き

- ①以下の持ち物を持って、こども家庭課（駅北庁舎3階）へ行く。
- ②こども家庭課で渡される申請書に必要事項を記入し提出。

<持ち物>

- 申請者及び利用児童のマイナンバーがわかるもの
- 提出者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 申請要件がわかるもの（各種手帳、医師診断書、意見書、発達検査の結果等）



#### 2 障がい児相談支援事業所での手続き

- ①障がい児相談支援事業所と契約（5～7P）
- ②面談等により、「障がい児支援利用計画（案）」を作成。
- ③障がい児支援利用計画（案）を相談支援事業所がこども家庭課へ提出



#### 3 受給者証の交付（支給決定）

- ①こども家庭課は、「申請書」+「障がい児支援利用計画（案）」が揃い次第、サービスと支給量※を決定し、「受給者証」を交付。
  - ②受給者証は、契約した障がい児相談支援事業所を経由し保護者に届く。
- ※支給量：ひと月当たり、申請したサービスが何日使えるかを示したものです。

#### 4 障がい児通所事業所との契約及び利用開始

利用する障がい児通所事業所へ、受給者証を提示し、利用のための契約を行ったあと、利用開始となります。

#### 5 障がい児相談支援事業所によるモニタリング

利用しているサービスなどの状況を定期的に確認します。必要に応じて「障がい児通所支援利用計画」などの変更を行います。

#### 6 受給者証の更新

有効期間：原則1年

更新方法：誕生日月の末日の2か月半前を目途に、保護者宛てに、更新のための申請書を郵送。申請手続きと同様の持ち物を持参の上、こども家庭課で申請。

※更新を希望しない場合は、担当の相談支援事業所へご連絡ください。

障がい児通所支援事業所の見学相談  
(見学相談は、申請要件を満たしていればいつでも可能です。)

## 7 利用にあたり必要になる費用

### (1)利用者負担について

- ①負担額:利用したサービスに要した総費用の1割
- ②支払方法:障がい児通所支援事所から発行される請求書に沿い、利用者が毎月支払います。  
※兄弟も利用している、複数事業所を利用している場合等の例外があります。
- ③毎月支払う利用者の負担額

支援にかかった総費用			
← 1割 →	← 9割 →		
自己負担	市負担(1/4)	県負担(1/4)	国負担(1/2)



<利用者の負担額の目安>

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)※世帯年収 890 万円程度	4,600 円
一般2	上記以外	37,200 円

※負担上限額は世帯毎に設定されます。

### (2)児童発達支援等の利用者負担無償化について

令和5年4月から、未就学児童(小学校に入学する前の児童)が支援を受けた場合に発生する利用者負担が無料となりました。

- ①対象となるサービス:児童発達支援(居宅訪問型を含む)、保育所等訪問支援 など
- ②対象児童:A. 0歳~2歳児 ⇒ 補助の申請が必要です(通所先の事業所で案内いたします)  
B. 3歳~5歳児 ⇒ 無償化対象のため補助申請は「不要」です

※利用者負担以外の実費(おやつ代、など)は対象外です。

### (3)高額障がい児通所給付費

障がい福祉サービス、障がい児通所(入所)支援、補装具、介護保険などを併用し、ひと月の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合に、超過した金額を支給いたします。

以下の世帯の方などが主な対象となります。心当たりのある方は、お気軽にお問い合わせください。

<対象者例>

- ①障がい福祉サービス、障がい児通所(入所)支援、補装具などのサービスを併用している場合
- ②兄弟で障がい児通所支援等を利用し、利用者負担額の上限を超えて事業所に支払っている場合